

平成28年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成28年 3月17日（木） 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	観光課長	吉田	隆
副町長	池田	高世偉	定住対策課長	鳥井	登
教育長	山本	和博	農林水産課長	佐々木	千明
総務課長	大庭	孝久	上下水道課長	田中	秀喜
会計管理者	池田	賢一	建設課長	山崎	龍一
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	八幡	哲
税務課長	池田	茂良	生涯学習課長	中林	眞
町民課長	名越	玲子	布施支所長	大上	一郎
福祉課長	藤川	芳人	五箇支所長	増原	和彦
保健課長	長田	栄	都万支所長	春木	茂正
環境課長	阿部	眞澄	財政係長	宇野	慎一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1. 傍聴者 2人

議事の経過

**○議長（高宮陽一）**

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時08分）

**日 程 第 1. 委 員 長 報 告**

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付した町長提出議案の、議第12号から議第54号までの43件及び陳情案件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長：7番 齋藤幸廣 議員

**○7番（齋藤幸廣）**

総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、2月19日、25日、26日、3月14日、15日、16日の計6日間行われました。

付託案件並びに審査の結果です。

付託案件については別表のとおりです。審査の結果は全会一致で「可決」すべしとした。

付託案件の審査の中で、特に議論が集中したものについて、意見・指摘した事項などを報告する。

1. 条例改正、隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

主な改正の内容は人事院勧告に沿って、これまで6級制だった職務表を7級制に改定し、若い職員にあたる1級から3級の給与月額を増加させ、4級から6級の給与月額を減じ、新たに困難な業務を所掌する課長にあたる7級を新設するものである。

委員からは職員給与の総額は上がるのか下がるのか等の質問があった。総務課からは当面の間は現給保障期間があるものの、期間終了後に総人件費はおおよそ2%減になる見込みであるとの説明があった。委員会としては、今後の職員給与の実際の動きを検証し、議会に報告し、厳正な運用をするよう申し添えた。

2. 平成28年度一般会計当初予算についてです。集落地域活性化交付金3,380万円について、平成27年度は対象地区91地区のうち69地区しか申請がなかった。これは本年度より2割の地域負担が必要となり、地区会計を圧迫すると申請を控えた地区が増えたものと考えられる。

企画財政課からは、地区の既存の活動をこれらの制度をうまく活用すれば、例えば2万円の出費で10万円の活動ができると助言したが、地区の理解を得られなかったとの説明があった。平成28年度から2年間、自己負担をなくし、10割を町が負担することとするものである。

委員会としては、各地区が地域担当職員制度を活用して、このような事業を積極的に申請できるようにすべきと指摘をした。

保育料軽減事業、隠岐の島町総合戦略に基づき、第2子以降の保育料を無料とし、第1子の保育料も全体で国基準の5割程度とし、子育てしやすい環境づくりを行うものである。

委員からは第1子の保育料に関しても、もっと踏み込んだ軽減になるようにすべきでは等の意見があり、委員会としては、事業の検証・評価、改善等をしっかりと行い、子育てしやすい環境づくりを今後も推進すべきとの結論となった。

庁舎整備事業、平成28年度4月から庁内検討委員会での基本方針、移転新築案について、町内8か所で町民に対する説明会を開催する。そして、町民の意見を集約した上で、耐震補強か移転新築かを決断するものである。

委員からは、住民説明会において移転新築に反対という意見が多数であった場合どうするか、移転先の候補地は示さないのか等の質問があった。総務課からは、もし反対多数であったら方針を転換しなければならないが、基本方針を理解してもらえよう誠意を尽くして説明する。今回は移転新築か耐震補強かを問う説明会であり、移転先についてはこれらの結論が出てから検討を始めるとの説明があった。

委員会としては、新しく新設される大規模事業課において町民への説明は十分に行い、事業を進めるよう指摘した。

次に、学校給食センター管理運営事業 7,499 万 4,000 円。学校給食調理事業 7,955 万 7,000 円。学校給食センターの管理運営業務は、配送業務と食材購入についてはこれまでどおり行い、調理業務については平成 28 年度より株式会社メフォスに委託するものである。

委員からは、食材の購入にあたって町内産の比率を上げること、生産者団体の協力が得られないのであれば、教育委員会が独自で対策する考えはないかとの意見があった。

教育委員会からは、町内産の比率は徐々に上がってきており、引き続き取組みたいとの答弁があった。

委員会としては、これまでも地元食材の活用については指摘しており、引き続き地元食材の使用率向上を検討するよう指摘した。

次に 3 番目として、調査事項についてです。

隠岐の島町教育大綱の策定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受け、町の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされた。この大綱は総合振興計画に定める基本目標の達成に向け、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本方針を示すものである。

対象期間は総合振興計画に合わせ、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間だが、今後の社会情勢の変化を見て総合教育会議において協議、調整を行い、状況によっては適宜見直すとの説明があった。

委員会としては、実施計画の策定は国の指針を待つのではなく早急に取り組むこと、現場の校長・教職員へ大綱を周知・徹底させることが大切であると指摘した。

町立小中学校規模適正化検討委員会について、町立小中学校規模適正化検討委員会で 9 回にわたる審議を重ね、教育長に対し答申が提出された。教育委員会では、この答申を受けて 3 月 25 日に教育委員会を開催し、協議すると説明があった。

なお、所管の調査事項については引き続き調査・研究を行う。以上で委員長報告を終わります。

## ○議長（高宮陽一）

次に、産業建設常任委員長：3番 安部大助 議員

## ○3番（安部大助）

それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

委員会は、2月16日、17日、18日と会期中の3月14日、15日、16日の6日間開催いたしました。

付託案件については、別紙報告書のとおりであります。

付託された全議案につきまして、全会一致で「可決」すべしとしました。

始めに「平成28年度一般会計当初予算」の審査において特に議論があったこと、意見、指摘した事項などについて報告します。

始めに、「隠岐航路運賃低廉化事業補助金」についてであります。

離島航路の低廉化については、離島振興法第12条にも明記されているように基本、国が講ずるべき措置とされております。しかしながら、依然として前に進まない現状を踏まえ、今回、本町独自で住民が往復利用した場合に1,600円を助成する事業が提案されました。

委員からは、「航路運賃の助成は住民にとって負担軽減となる事業だ」、「地方創生交付金を財源とするならば観光客も対象にすべきだ」、「片道利用や本土の長期滞在の場合は対象とならないため不公平になる」また「当初の予定通り、隠岐4か町村で足並みを揃えて行うべきだ」などの意見がありました。

委員会としては、運賃については運行业者が決定すべきである。地理的不利条件の一つである本土への移動に係る町民の経済的な負担を軽減することが目的であることから、本事業は低廉化対策ではないことを指摘した。

また事業を実施するにあたり、住民サービスに差をつけないように片道や長期滞在した場合の補助も含め早急に対策を講ずるよう指摘しました。

観光課からは、将来的には対象範囲を全利用者へ広げることが目標としているが財源などを考慮した結果、まずは往復利用をした住民を対象に事業を行いたい、その中で住民に対し不公平感を与えることがあれば、その対応もしていきたいとの説明がありました。

また、委員会の指摘を受け「隠岐航路運賃低廉化事業補助金」から「隠岐の島町航路旅客運賃助成事業」へ事業名を変更したいとの説明がありました。

観光課からの説明を受け委員会として承認したが、離島航路の運賃を低廉化するための法律制度を国の責任において速やかに実現できるよう、引続き、隠岐汽船、島根県、隠岐4か町村と連携を図るよう強く指摘しました。

次に、株式会社あいらんどが指定管理を行っている「観光施設管理運営事業」についてであります。

昨年、株式会社あいらんど運営検討委員会が庁舎内に設置され、今までの協議内容と平成

28年度の指定管理料についての説明がありました。

委員からは、「今後の運営について町の考えを早急に示すべきだ」、「株式会社あいらんどばかりの責任ではなく委託業者、行政の責任が大きい」また、「株式会社あいらんどによる経済効果、地域振興の目的は達しており、継続していくための工夫を考えるべきだ」などの意見もありました。

観光課からは、指定管理料について検討委員会での最終結論が出ていない中での管理料増額は困難であり、現行の2,010万円で要求したいとの説明がありました。

また、町としての今後の方向性については運営検討委員会を中心に施設整理や委託契約などについて検討をしていく考えが示されました。

委員会としては、多額の赤字を出したことに對し、委託業者と株式会社あいらんどとともに責任はあるものの、平成24年に血税を投入し再建をしていくと約束したことから、行政の責任、役割をしっかりと認識し、今後の観光振興に向けしっかりと取り組むよう指摘しました。

次に、「テレワーク事業補助金」についてであります。

この事業は、ITを有効に活用した新たな就労形態で、昨年に引続き実施企業の活動を支援する事業であります。

委員からは、「当初の趣旨説明では介護や子育てを担う方を対象に雇用すると聞いていたが、現在の雇用形態が当初の予定と違う」、「今後の収支計画も含めた事業計画をしっかりと示していくべきだ」などの意見がありました。また、サテライトオフィスとなっている事務所の物件所有者との賃貸契約の状況についての質問もありました。

定住対策課からは、現在雇用されているテレワーカーの現状と事業者の事業実績の報告、賃貸契約と雇用対象者についての説明がありました。

委員会としては、テレワーク本来の趣旨に沿って事業展開をしていくとともに、事業者との情報の共有など更なる連携強化を行うよう指摘しました。

次に「ビジネスプランコンテスト事業」についてであります。

この事業はビジネスプランコンテストを行い、優秀者に対し隠岐ものづくり学校への入所を前提とした生活支援事業です。

委員からは、「ものづくり学校の現状をみると当初目指していたような活用がされていない」、「コンテストの公募者数が少ない」、「IT関連の施設整備の環境が遅れている」、「補助金ありきではなく志高い人をもっと公募すべきだ」などの意見がありました。

定住対策課からは、ものづくり学校は平成29年3月で指定管理期間が終わることから、本

年5月を目処に指定管理者と現状課題を踏まえて改善を含めた協議を行うとの説明がありました。

委員会としては多額な税金で改修した経緯もあることから、ものづくり学校の活用を含め、当初目的を達成できるよう町としての考えを持ち、今後取組んでいくよう指摘しました。

「水産加工場建設実証試験委託費」についてであります。

この事業は平成26年度より調査、組織づくりなどが進められてきた事業で平成28年度では実証試験を行うため955万円が計上されました。

委員からは「アジやイカだけでなく、サザエやアワビも実証させてはどうか」、「場所はある程度想定しているか」などの意見がありました。

農林水産課からは今回の実証試験する品目は周年稼働を目指しており、なおかつ最低でも20tを確保できる品目と決めているとの説明があり、また場所については漁協から最終確約はいただいているが、岬を含めた西郷港周辺で既存施設を活用したいとの報告がありました。

委員会としては、将来の水産振興にとって重要な事業であるため、計画的に進めていくよう指摘しました。

次に所管の「調査事項」について報告いたします。

最初に「下水道事業」についてであります。

平成28年度では、21億7,200万円が計上され、前年度比で6億円もの増額となるとの説明がありました。

委員からは「西郷公共下水道の加入率は56%で低く、整備はしたが加入しないでは将来的に維持管理に負担を強いられる」、「一人暮らしの高齢者が多くなり余計に加入しなくなるのではないか」といった意見がありました。

上下水道課からは、加入率の低さについては家庭の事情や制度の運用方法などに要因があると思うが、今後加入率を上げていくよう努めるとの説明がありました。

委員会としては現在、高齢化率が高い中町、西町の下水道工事を進めていることから、今後は高齢者が加入しやすいような態勢づくりや制度などを考えていくよう指摘しました。

次に「木質ペレット事業」についてであります。

本定例会では木質ペレット製造設備事業として用地の取得費について説明がされました。

委員からは、「実施について詳細な調査がされていない」、「具体的に動いた時にどのような組織となるかが分かりづらい」、「林道整備や所有者の調整などの問題についてどうか考えて

いるのか、早急に説明をすべき」との意見がありました。

農林水産課からは、平成28年度より役場内での組織が強化される予定となっており、詳細については今後協議していくとの説明がありました。

委員会としては、平成26年度に実証分析書が提出され、大まかな内容は理解しているものの、具体的な計画が見えてこないことから、早急に具体案を作成し、議会や住民に対し詳細説明するよう指摘しました。

最後に「商工会との意見交換会」について報告いたします。

本町の商工業については、事業主の高齢化や担い手不足など多くの課題があります。

しかし、今後の“まちづくり”を進めていくためには商工業の振興は必要不可欠であることから、2月15日に商工会との意見交換会を行いました。

商工会からは商工会員数の減少や原材料の仕入れ、商品の販売等に関わる運搬経費の負担など多くの課題があるとの説明がありました。

それに伴い商工会としても、支援事業や人材育成事業を行ってきたが、隠岐全体の経営状況としては、まだ回復の兆しが見えてこないとのことでした。

委員会としては今後も意見交換等を行い、商工業の振興に向けて継続的に調査・研究を行っていきます。

なお、「TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情」については、継続審査といたしました。

調査事項である「まちづくり対策事業に関する調査」、「地域産業の振興に関する調査」は、閉会中も引き続き、調査研究していきます。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

## ○議長（高宮陽一）

以上で、「委員長報告」を終わります。

## 日 程 第 2. 特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：12番 米澤壽重 議員

## ○12番(米澤壽重)

竹島対策特別委員会より中間報告をいたします。

当委員会は議会会期中の3月9日に委員会を開催し、調査・研究をしましてまいりましたので、報告いたします。

2月17日には竹島領土権確立隠岐期成同盟会による東京での要望活動が実施されました。

主な要望先は内閣府・外務省・国土交通省などの各政府機関と県選出国會議員などであり、主な要望内容ですが、一点目は内閣府に竹島問題を所管する組織の設置、二点目といたしまして隠岐の島町に国直轄の啓発施設として「竹島漁撈歴史記念館」を設置、三点目は排他的経済水域内における漁業秩序の確立、四点目は国境離島における国防体制の強化、五点目は学校教育における竹島に関する学習の強化でありました。

各要望先での主な回答は、一つは暫定水域における操業ルールに関しては、従来消極的であった韓国側に話し合いに応じる兆しが見られる。二点目といたしましては領土教育は極めて重要であると認識している。平成28年度より小・中・高校の教科書に記述されることとなっており、更に領土教育の充実に努めていく。三点目は竹島周辺海域の警備・監視体制の強化は極めて重要であると考えている。管区内の巡視船などの配備体制を強化し、敏速に対応していく。四点目は暫定水域の操業ルールなどについての話し合いを目的とする日・韓の協議会が立ち上げられたが特に進展は見られない。五点目は内閣府に竹島対策室を設置し法的根拠に基づいた国による「竹島の日」を制定するなど国が主体となった返還運動実現に向け強力に働きかけていく。六点目ですが東京集会に関しては継続開催に尽くし、来年度開催する方向で進めていきたい、など従来には見られなかった具体的な発言もあり、変化の兆しが見られました。

2月22日には11回目を迎えた「竹島の日」記念式典が県立武道館で開催されました。今年は式典前に「竹島問題を語る国民交流会」が初めて開かれ、国會議員・県會議員や隠岐諸島からの参加者を含め120人が参加しました。参加者は8つの車座に分かれ、国の消極的な姿勢を質すなど、活発な意見交換が交わされました。特に参加者からは国會議員に対し、

竹島問題を抱える地元としての素朴な意見や要望が出されるなど、地元の熱い思いが伝わり有意義な交流会となりました。

式典は内閣政務官の他 12 人の国会議員と一般参加者 77 人を含む 460 人が出席して開催されました。特に式典のあいさつの中で、「日本の領土を守るために行動する議員連盟」会長の新藤義孝衆議院議員は内閣府設置法に基づく対策本部・政府系シンクタンク・国会内の特別委員会の設置に尽力することを約束しました。一方地元では隠岐青年会議所が「竹島の日」に合わせ、竹島に関する勉強会を開催し、若い人達に竹島問題について伝える必要性を訴えていました。

日韓関係は従軍慰安婦問題での合意がなされ、両国の歩み寄りにより、関係改善の兆しが見えてきたところでもあります。その一方では関係改善ムードに配慮し、領土問題の棚上げも懸念される場所でもあります。「竹島の日」記念式典については風化しつつあった竹島問題に関心が集まるきっかけとなり、更には教科書の記述が増えるなど、領土教育の充実に果たした役割は評価される場所でもあります。

しかし、一方では地方での式典開催には限界があり、領土権確立に向けた交渉には特に進展が見られず、竹島問題そのものが、形骸化される恐れも懸念されています。まさに、国民世論に広くアピールできる「東京集会」の継続的な開催は是非とも実現しなければならない案件となっています。「東京集会」は、平成 24 年、26 年に開催されていますが、昨年は見送られることとなりました。このような状況が更に続くならば、竹島問題が再び風化しかねない事態となります。当委員会としては、来年度中の「東京集会」の開催を強く求めていく方針であります。

なお、所管の調査事項については議会閉会中も調査研究を進めてまいります。

## ○議長（高宮陽一）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終ります。

## 日 程 第 3. 討 論

これより「討論」を行います。

会期初日の町長提出議案の承認第 1 号「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について」から、承認第 3 号「平成 27 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）」の専決処分についてまでの承認案件 3 件及び議第 12 号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から議第 54 号「隠岐の島町水産業振興センター設置及び管理条例」までの 43 件、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

の1件、計47件及び本日議事日程第1で行いました、各委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番：齋藤幸廣 議員

### ○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

私は、平成28年度当初予算の「隠岐航路運賃低廉化事業」について反対の立場から反対討論をいたします。

この事業は、隠岐の島町総合戦略にのっとり島内在住者に限って隠岐汽船の運賃負担に補助をしようということでもあります。しかし、総合戦略はその内容をみると、始めに人口減少の分析から入っています。町の活力を維持するためには人口減少にどう立ち向かっていくかが第一の基本戦略と位置づけているのです。そして四つの基本目標を定めています。それは雇用の確保、隠岐の島町への新しい人の流れをつくる、若い世代の希望をかなえる、時代にあった地域づくり及び地域の連携がその四つの基本目標となっています。このことから島内在住者に限る運賃の補助については、ご都合主義を言わざるを得ません。

さらに、隠岐航路は国道485号線の大きな部分を占めています。県そして松江市を含めた市町村が国に強く働きかけ、国の責任で航路の運賃低廉化並びに運営への助成につなげるのが本筋ではないでしょうか。先進地長崎県の事業を参考に進めることが望ましく、町村だけの取組みは荷が重すぎます。

中期財政計画によると28年度から財源不足となり31年度ピークを迎えます。人件費の更なる削減、すなわち職員減を迫られるおそれがあり、町政の執行に不安をおぼえます。財政面からも地域振興基金を取り崩すこの事業については遺憾としか言いようがありません。

最後に、町長は正月の賀詞交歓会でこの事業実施を表明されました。議会に諮る前のことであり、議会軽視といえます。竹島資料収集館のときも同じような経過でしたが、町長の議会軽視の姿勢は見過ごすことはできません。

以上の理由により、私は平成28年度の当初予算の「隠岐航路運賃低廉化事業」に反対いたします。議員の皆様のご賛同をお願いし反対討論を終わります。

### ○議長（ 高 宮 陽 一 ）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対者の発言を認めます。

( 「なし」 の声を確認 )

反対討論なしと認めます。

以上で、「討論」を終ります。

#### 日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は起立によって行います。

始めに、町長提出議案の承認第1号「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について」から承認第3号「平成27年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について」の3件を一括して採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、承認第1号から承認第3号までの3件は、原案のとおり承認されました。

次に、議第12号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から議第35号「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の策定について」までの24件及び議第54号「隠岐の島町水産業振興センター設置及び管理条例」の計25件について一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第12号から議第35号及び議第54号の25件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第36号「隠岐の島町の区域内に新たに生じた土地の確認について」から議第39号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町特定公共賃貸住宅・隠岐の島町若者定住促進住宅〕」までの4件について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 36 号から議第 39 号までの 4 件は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議第 40 号「平成 28 年度隠岐の島町一般会計予算」について採決します。

本案に対する委員長報告は「可決」です。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

したがって、議第 40 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 41 号「平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から、議第 53 号「平成 28 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの 13 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 41 号から議第 53 号までの 13 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、諮問第 1 号はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

以上で、「採決」を終わります。

## 日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

各常任委員長及び各特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査及び調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終ります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

これをもって、平成28年第1回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告      1 1 時 5 4 分 )

以 下 余 白